

感染症による出席停止について

大阪府立吹田高等学校

保護者様

下表の感染症にかかった場合は、主治医の指示に従い、許可が下りるまで家庭で療養させてください。また登校する時は、下記の「登校許可証」を主治医に記入していただき、担任に提出してください。主治医が認める期間は出席停止になり、欠席にはなりません。

(注) 感染症の種類は下記の表を参照。

	対象疾病	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、痘瘡 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（H5N1）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで
第3種	結核	感染のおそれなくなるまで
	コレラ	感染のおそれなくなるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎 その他の感染症（ ）		

※第2種の感染症（結核は除く）にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときは、この限りでない。

※第2種インフルエンザの場合に限り①②でも可

- ①生徒名・医療機関名・日付・インフルエンザ検査結果が明記された検査結果表
- ②生徒名・医療機関名・日付・抗インフルエンザ薬品名が明記された薬の説明書

大阪府立吹田高等学校長様

登校許可証

年 組 番 名前

病名

平成 年 月 日より

上記感染症で加療中のところ、感染症予防上支障がないと認め 月 日より登校してよろしい。

医療機関名

平成 年 月 日 医師氏名

印